

議員提出議案第9号

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく
補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び鳥取市議会会議規則（昭和
43年鳥取市議会告示第1号）第14条第1項の規定に基づき、上記の議案を別紙の
とおり提出する。

平成29年9月22日提出

提出者	鳥取市議会議員	寺坂寛夫
	〃	平野真理子
	〃	勝田鮮二
	〃	前田伸一
	〃	吉野恭介
	〃	魚崎勇
	〃	橋尾泰博
	〃	山田延孝
	〃	上杉栄一

鳥取市議会議長 下村佳弘様

「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定に基づく
補助率等のかさ上げ措置の継続を求める意見書

道路は、交流人口・物流を増大させるとともに、被災地の復旧復興、国民の安全・安心の確保、生産性向上による成長力の強化等、地域の活性化と豊かな暮らしの実現のため、国と地方が一体となって整備を推進していく必要がある重要な施設である。

本市においても、高速道路ネットワークの整備が進む中で、企業進出による雇用拡大や、インバウンド観光客の広域周遊による観光振興など、さまざまなストック効果があらわれてきているが、地域高規格道路の整備を初め、地方創生に資する地方道の整備推進はまだ十分ではなく、道路施設の老朽化対策も大きな課題である。

また、平成 29 年 1 月の豪雪を初め、近年日本各地で被害がふえる集中豪雨や地震など、災害に強い道路施設も必要となっている。

しかしながら、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」に規定されている補助率等のかさ上げ措置が平成 29 年度末で期限切れとなり、平成 30 年度以降の道路整備に係る補助率等が低減されることは、地方の負担が増大するとともに、計画的な道路整備が困難となるなど、地方創生はもとより自治体運営にも影響が生じることになる。

については、今後も地域における道路整備を着実に推進するため、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の補助率等のかさ上げ措置については、平成 30 年度以降も継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 22 日

鳥取市議会議長 下村佳弘

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣 様
総務大臣
国土交通大臣